

保医発 1109 第 1 号
平成 30 年 11 月 9 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

本日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、別添 2 の 1 成分 4 品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたところです（別添 2：平成 30 年 11 月 9 日付け薬生薬審発 1109 第 1 号・薬生安発 1109 第 1 号）。

これを踏まえ、別添 1 の 1 成分 4 品目について、今般追加される予定である用法・用量を本日より保険適用とするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

[別添1]

一般名：カンデサルタン シレキセチル

販売名：プロプレス錠2、同錠4、同錠8及び同錠12

会社名：武田テバ薬品株式会社

追記される予定の用法・用量：

通常、1歳以上6歳未満の小児には1日1回カンデサルタン シレキセチルとして0.05～0.3mg/kgを経口投与する。

通常、6歳以上の小児には1日1回カンデサルタン シレキセチルとして2～8mgを経口投与し、必要に応じ12mgまで増量する。

ただし、腎障害を伴う場合には、低用量から投与を開始し、必要に応じて8mgまで増量する。

追記される予定の注意喚起：

【用法・用量に関連する使用上の注意】

小児に投与する場合は、成人の用量を超えないこと。

薬生薬審発 1109 第 1 号
薬生安発 1109 第 1 号
平成 30 年 11 月 9 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成 22 年 8 月 30 日付け薬食審査発 0830 第 9 号・薬食安発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、平成 30 年 11 月 9 日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

[別添]

1. 一般名：カンデサルタン シレキセチル

販売名：プロプレス錠 2、同錠 4、同錠 8 及び同錠 12

会社名：武田テバ薬品株式会社

追記される予定の用法・用量：

通常、1歳以上6歳未満の小児には1日1回カンデサルタン シレキセチルとして 0.05～0.3mg/kg を経口投与する。

通常、6歳以上の小児には1日1回カンデサルタン シレキセチルとして2～8mg を経口投与し、必要に応じ12mg まで増量する。

ただし、腎障害を伴う場合には、低用量から投与を開始し、必要に応じて8mg まで増量する。

追記される予定の注意喚起：

【用法・用量に関連する使用上の注意】

小児に投与する場合は、成人の用量を超えないこと。